

「東京都人権施策推進指針（素案）」に対する意見の概要

「東京都人権施策推進指針（素案）」の公表とともに実施した意見募集に対して、多数の貴重な御意見・御提案をお寄せいただき、ありがとうございました。

ここに、お寄せいただいた主な御意見の概要を紹介するとともに、本指針における都の考え方を示いたします。紹介する御意見の概要は、その趣旨を考慮し、類似の意見等の集約を行い、代表的な意見として掲載しておりますので、ご了承ください。

なお、素案に対する直接的な御意見でないものについては、今後の取組の参考とさせていただきます。

1 募集概要

- 募集期間 平成 27 年 6 月 3 日（水）から平成 27 年 6 月 23 日（火）まで
- 意見方法 郵送、F A X、電子メール

2 結果

- 意見者数 38
- 意見数 130 件
- 主な御意見の概要と都の考え方 別紙のとおり

主な御意見の概要と都の考え方

○ 全体を通しての御意見

ページ	主な意見の概要	都の考え方
-	<p>○日本国憲法と世界人権宣言に言及すべきである。また、人権問題を「思いやり」と「意識」の問題に矮小化している。現行指針の「人権は個人の自覚」という弱点を継承している。</p>	<p>○「I 人権を取り巻く現状」の「1 人権を巡る国内外の動向」にて日本国憲法と世界人権宣言について記載しています。指針は、日本国憲法と世界人権宣言の流れを踏まえて作成しています。</p> <p>○なお、「世界人権宣言」及び「日本国憲法（第三章）」を参考資料として掲載しました。</p>
-	<p>○「世界の都市・東京」の実現を目指すために、「世界的な人権先進都市を目指す」とこの指針の冒頭で高らかに力強く宣言すべき。</p>	<p>○本指針は、冒頭の「都人権施策推進指針の性格」として示しているとおり、「東京都長期ビジョン」に掲げる「世界の都市・東京」を人権の視点から実現するためのものです。</p>
-	<p>○都の責任と体制、教員や医療・福祉関係職員等への職務に対応した組織的研修が記載されていない。</p> <p>○「首都東京にふさわしい国際的な視点に立った人権感覚を身に付けることを職員に求めるもの」とあるが、実際の職員研修、研修計画について具体的に記述してほしい。</p>	<p>○本指針は、都における今後の人権施策の基本理念や施策展開に当たっての基本的な考え方を示しているものです。御意見については、施策の実施に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>○なお、都では、職員に対し悉皆で人権研修の受講を義務付け、職員の人権意識の醸成に取り組んでいます。</p>

ページ	主な意見の概要	都の考え方
-	<p>○理想論と抽象論であり、本当に当事者からの悩みや課題を聞き取って指針を作成したのか疑問に思った。現実には東京にはさまざまな具体的な人権問題が存在する。当事者との対話の上にもっと具体的な状況と解決策を提言してほしいと思った。</p> <p>○指針策定に当たり、ヒアリングが大幅に不足しているのではないか。複数の人権団体がともに提出した文書があるが、それらの声が生かされていない。積極的調査を求めたい。</p> <p>○指針策定に当たっての、被差別当事者への聞き取り・調査が不十分。今からでも積極的に行うべき。</p>	<p>○指針策定に当たっては、様々な団体、専門家の方へのヒアリングを実施したところ です。</p> <p>○人権施策の推進に当たっては、都はこれまでも専門家や当事者の方から御意見を伺ってきました。今後も引き続き、必要に応じて伺ってまいります。</p>
-	<p>○都自身による人権侵害が行われたり、現に行われているという訴えがあった場合に、調査や是正の権限のある機関を設置すべきである。</p> <p>○行政自身による差別の現実を重視し、行政内部の差別や人権侵害を含めた「チェック機関」の設置を明記していただきたい。</p> <p>○世界的にみても先進的な国・地域では独立した人権委員会が設置されています。相談・救済、保護・規制に係る提言や調停には必須の機関です。特に、行政内部における人権侵害は隠ぺいされやすいので、チェック機関もある第三者機関が必要と考え、(5)として、「都人権委員会の設置と連携」を項目として追加し、明記した方が良いでしょう。</p>	<p>○行政庁の違法又は不当な公権力の行使に当たる行為、いわゆる「行政処分」によって、権利又は利益が侵害された人々は、行政不服審査法に基づき、行政不服申立制度を利用することができます。</p> <p>○また都では、職員に対し悉皆で人権研修の受講を義務付け、職員の人権意識の醸成に取り組んでいます。</p>

ページ	主な意見の概要	都の考え方
-	<p>○「我が国も各種人権条約を批准し、国連人権委員会が、日本政府に対し人権上の様々な問題に対し改善を求める勧告を行っていること」、「国際基準の人権保障の実現に向けて様々な課題に取り組んでいること」、「人権尊重や差別根絶に向けて、国際人権機関への定期的な報告と審査と勧告のサイクルを通して、国際的な取組は続けられており、我が国としても、国際水準の人権を実現することを目標に、引き続きそれに応えていく必要があること」を記載すべき。</p> <p>○日本政府の「国連の人権勧告には法的拘束力がない。従う義務なし。」という閣議決定に対して、都はどう考えるのか。</p>	<p>○都は、地方自治体として可能な限り、国際的な人権保障の取組の趣旨を尊重し、「国際都市にふさわしい人権が保障された都市」を目指していきます。</p>
-	<p>○「現状への評価」が記載されていない。</p>	<p>○指針では、「I 人権を取り巻く現状」にて、人権をめぐる国内外の動向や東京における人権の状況を記載しているほか、人権課題ごとに都の現状を記載しており、これを踏まえ、施策展開に当たっての考え方、人権課題ごとの施策の方向性等を示しています。</p>
-	<p>○具体的な対策（いじめ・差別・ハラスメント防止, 等々）のための組織的戦略（総務局人権部を中心として、人権施策推進のためにどのような組織体制をとるのか）が記載されていない。</p>	<p>○本指針は、都における今後の人権施策の基本理念や施策展開に当たっての基本的な考え方を示しているものです。御意見については、施策の実施に当たっての参考とさせていただきます。</p>
-	<p>○わかりやすく、読みやすい文章、行政の推進意欲の感じられる明るい文章にすべき。また、他県の指針等を比較検討し、良い点を積極的に取り入れてほしい。</p>	<p>○読み手によって理解しやすくなるよう、現状を示すグラフや本文の説明を補足するためのコラム、巻末に参考資料として世界人権宣言等を掲載しました。</p>
-	<p>○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」にうたわれた地方公共団体の責務を自覚し、主体的に取り組むことを記載すべき。</p>	<p>○本指針は、「都人権施策推進指針の性格」に示しているとおり、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、都が人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的に推進するためのものです。</p>

ページ	主な意見の概要	都の考え方
-	<p>○「情報リテラシー」という考え方は、「自らが考え良い情報を得ようとしている」人々に関して適用されるものであると思う。大抵の人には、関心がなく、それ以前の問題によって情報リテラシーという言葉は廃れ、努力しない人々により世の中での無用な騒ぎを起こしたり、ひいては社会不安の原因になっているように感じた。人権問題やハラスメントは、こうした無知な行動によって行われ、ひいては社会不安を掻き立てる反社会的な行動に思える。</p>	<p>○御意見として承ります。</p>
-	<p>○分配の平等、男女間及び正規・非正規間の格差是正、虐待防止のための見守り人員の増員、乳児院や保育園等の施設の増設、介護職員及び身体障害者施設の職員の優遇、宗教法人等の優遇措置の廃止を記載すべき。</p>	<p>○本指針は、都における今後の人権施策の基本理念や施策展開に当たっての基本的な考え方を示しているものです。</p>
-	<p>○都民に対して自立を押しつける叙述「自らを律する自立した個人が、権利行使に伴う責任を自覚し、共存と共感で相互に支え合」が消えたことを評価する。</p>	<p>○御意見として承ります。</p>
-	<p>○「人権啓発」が主要な取り組み方針になっているが、悪質な差別には法的規制が必要であり、差別禁止条例など差別撤廃に向けた包括的な条例策定を明記されたい。</p> <p>○ヘイトスピーチなど悪質な差別を規制するための条例整備をはかることを明記されたい。</p>	<p>○人権侵害の判断基準や規制等は憲法で定める基本的人権に関わるものであることから、法的規制は一地方自治体ではなく国において取り組むべき課題であると考えています。</p>
-	<p>○「重大な差別侵害への対処」という項目を新たに起こし、インターネットによる差別書き込み、戸籍等不正使用、ヘイトスピーチなどを重点項目として取り上げるべき。</p>	<p>○本指針で取り上げている人権課題は、有識者懇談会からの提言の内容や法務省の人権啓発活動強調事項の考え方等を踏まえて定めています。</p>

○ 「Ⅰ 人権を取り巻く現状」に関する御意見

ページ	主な意見の概要	都の考え方
2	<p>○人権に関する世論調査では人権が尊重されていないと思っている人が26%となっているが、この結果を都はどう評価するのか。</p> <p>○差別落書きやヘイトスピーチに見られるように、弱者への差別・人権侵害がひどくなっている。また、戸籍の不正請求や不正利用で身元調査が行われている実態が捉えられていない。</p>	<p>○都は、世論調査の結果を活用し、引き続き、都民一人一人に人権尊重の理念が浸透するよう、人権施策の推進に取り組んでいきます。</p> <p>○なお、差別落書きやヘイトスピーチの現状については、「Ⅲ 人権課題ごとの現状と都の施策の方向性」の人権課題ごとの項に記載しています。</p>
3	<p>○「オリンピック憲章」より オリンピズムの根本原則 第6項] を明記したのは非常に良い。しかし、たびたび改訂されてきているので、混乱を避け、また啓発的意味も含めて、バージョンを付記（=2014年12月8日から有効）を付記）するのが望ましい</p>	<p>○御意見の趣旨を踏まえ、指針の「コラム」に反映しました。</p>

○ 「Ⅱ 基本理念と施策展開の考え方」に関する御意見

ページ	主な意見の概要	都の考え方
4	○都の人権施策のミッション（社会的使命）を具体的に力強く述べてほしい。	○「人権施策の基本理念」として、「人間としての存在や尊厳が尊重され、思いやりに満ちた東京、あらゆる差別を許さないという人権意識が広く社会に浸透した東京、多様性を尊重し、そこから生じる様々な違いに寛容な東京、を基本理念として人権施策の推進に取り組み、国際都市にふさわしい人権が保障された都市を目指す。」を掲げています。
4	○「思いやりに満ちた」では人権に対する真剣な行動が見えないため、「①人間としての存在や尊厳が尊重され、思いやりに満ちた東京」を「①人間としての存在や尊厳が尊重され、思いやりが通じる東京」に修正すべき。	○御意見として承ります。
4	○生物の多様性などもあり、より明確な表現とした方が人権啓発推進につながるため、「③多様性を尊重し、そこから生じる様々な違いに寛容な東京」を「③人間の特質を活かす多様性を尊重し、そこから生じる様々な違いに寛容な東京」に修正すべき。	○御意見として承ります。
4	○「Ⅱ 基本理念と施策展開の考え方」「1 人権施策の基本理念」の書き出し部分の東京の説明文中に、「性的指向」を追加する。	○該当箇所は、東京に集まる人々の背景や属性を例示したものです。「性的指向」については、「Ⅲ 人権課題ごとの現状と施策の方向性」において人権課題として取り上げております。
4	○「世界一」という表現は、順位を意識したものであり、人権の視点から考えるとなじまない。	○御意見として承ります。
4,5	○記載された5つの理念は、異論はないが具体性がない。	○「施策展開に当たっての考え方」で示している5つの理念は、人権施策の基本理念の具体化に当たっての考え方であり、都はこれらを尊重し、人権施策を実施していきます。

ページ	主な意見の概要	都の考え方
5	<p>○「積極的な手助け」ではなく、人権侵害や差別に対する怒り・悲しみの共有が大切であり、人は平等であり、お互いを尊重し合うことの関係性が大事であることを記述すべき。</p> <p>○「思いやり」という言葉は社会的に「同情」「憐み」という意味をなし、被差別当事者の尊厳を踏みにじる言葉である。「思いやり」という言葉を削除するか、「互いに友愛の精神」に書き改めてほしい。</p> <p>○人権思想と思いやりの心とは、その思想的基盤を異にするものであり、思いやりの心の醸成は、必ずしも、人権意識を高めるものではない。</p> <p>○人権施策でまず求められるのは、助け合いや思いやりの心ではなく都の姿勢や行動である。人権問題・人権侵害は単なる同情では解決しないどころか、差別に繋がるものであるということを記述すべき。</p>	<p>○「思いやり」は、対等な立場で相手を理解し、尊重する言葉として使用しています。</p>
5	<p>○「助け合い・思いやりの心の醸成」という文言は削除し、もっと外形的な取組みを打ち出す。(例：外国人の児童・生徒の日本語支援の教室を各学校へ設置、外国人の就労強化など)</p>	<p>○本指針は、都における今後の人権施策の基本理念や施策展開に当たっての基本的な考え方を示しているものです。御意見については、施策の実施に当たっての参考とさせていただきます。</p>

ページ	主な意見の概要	都の考え方
5	<p>○「公共性の視点」は、「公共」のためなら「人権」を制限するとも読める。「公共」そのものが「人権」であり、「人権」を妨げる「公共的」なものは「公共」ではない。従って、「公共」と「人権」を対立的に捉える書き方は改めていただきたい。</p> <p>○精神障害者は常に「あたかも公共の視点であるとされた社会防衛」を目的とした強制入院体制のもとで、まさに人権侵害を重ねられてきた。公共の視点からこそまさに人権侵害はあってはならず、人権保障擁護こそが公共の視点であることを再確認したい。</p> <p>○人権は二の次的な書き方は改めるべきであり、「公共」のためなら「人権」を制限するとの誤解を生じないように、明記すること。</p>	<p>○憲法第13条は、「生命、自由及び幸福追求に対する権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しています。「公共性の視点」は、このような憲法の趣旨を踏まえて人権施策に取り組む必要があるという考え方です。</p>
5	<p>○オリンピズムの根本原則は素晴らしい理念なので、具体的な「施策展開」の場面でも、さらに重ねて強調しておくことが望ましい。「都民をはじめ全ての人々が、こうした多様性を理解し、尊重し合い、共有できるよう、都はくオリンピズムの根本原則の精神に則り、「あらゆる差別を許さない」という姿勢で取り組んでいきます。」とするべき。</p>	<p>○都は、オリンピック・パラリンピック開催都市として、オリンピック憲章の理念を踏まえ、あらゆる差別を許さないという姿勢で人権施策に取り組んでいきます。</p>
5	<p>○多様性の活用場面の見える化により社会の活性化が期待できるため、「②多様性の理解」を「②多様性の理解とその活用」に修正すべき。</p>	<p>○御意見として承ります。</p>

ページ	主な意見の概要	都の考え方
5	<p>○自己実現を阻害する差別や人権侵害で苦しんでいる人が多いなか、自己実現をはかるためには、都が積極的に都民の先頭にたって人権施策を推進することが大事だが、その観点が書かれていない。</p> <p>○表題を「都の積極的人権推進と自己実現への支援」とし、人権を守る責任が都にも、都民一人一人にもあることを明記すべき。</p>	<p>○都は、指針に掲げる基本理念を具体化するために、自己決定を尊重し個人の自己実現を支援するという考え方を基本として人権施策を実施していきます。</p>
5	<p>○「自己実現」は、文句を言えるようになれば良いとのレベルと捉えられる。寧ろ自分で考えて行動がとれるような「自立行動実現」の表現の方が適切であり、「③自己実現の支援」を「③自立行動実現の支援」に修正すべき。</p>	<p>○御意見として承ります。</p>

○ 「Ⅲ 人権課題ごとの現状と都の施策の方向性」に関する御意見

1 女性

ページ	主な意見の概要	都の考え方
6	○生活収入の確保や社会保障の必要性について記述すること。	○本指針は、都における今後の人権施策の基本理念や施策展開に当たっての基本的な考え方を示しているものです。御意見については、施策の実施に当たっての参考とさせていただきます。
6	○都議会での野次問題について全く触れていないのはなぜか。この野次こそ、現在の女性の状況を端的に示しているのではないか。	○御意見として承ります。

2 子供

ページ	主な意見の概要	都の考え方
7	<p>○シングルマザーへの手厚い支援は子どもの貧困の連鎖を止めるためには必須のことである。</p> <p>○子供の貧困問題への対策について、予算の増額や人的増員・配置など十分な対応を記述すること。</p> <p>○貧困の連鎖によって勉学に励むことができない子供に対する何らかの対策を考えなくてよいのか。将来的な問題として対策を含め深く取り上げる必要がある。</p>	<p>○本指針は、都における今後の人権施策の基本理念や施策展開に当たっての基本的な考え方を示しているものです。御意見については、施策の実施に当たっての参考とさせていただきます。</p>
7	<p>○子どもの権利保障の基準を「子ども最善の利益」として示した「児童の権利条約」が採択されたことや、3回の政府報告とそれに対する総括所見が発表されていること、国連勧告に耳を傾けることが必要であることを明記すべき。</p>	<p>○「児童の権利条約」については人権課題「子供」にて言及しています。</p> <p>○都は、地方自治体として可能な限り、国際的な人権保障の取組の趣旨を尊重し、「国際都市にふさわしい人権が保障された都市」を目指していきます。</p>
8	<p>○いじめ問題は、教育委員会での対応では不十分で、CSR支援団体などにより「いじめ発生の原因究明・再発防止策の策定」が必要。「学校でのこどものいじめ回避の支援」を追加すべき。</p> <p>○川崎市中学1年生刺殺事件にみるまでもなく、生徒個人に対する従来の教員中心の働きかけだけでは、子どもの人権としての発達や学習を保障していくことはできない。家庭や地域の環境に対するソーシャル・ワーク的支援が必要。「等」という言葉で代用するのではなく、スクール・ソーシャル・ワーカーの必要性を明記してほしい。</p>	<p>○本指針は、都における今後の人権施策の基本理念や施策展開に当たっての基本的な考え方を示しているものです。御意見については、施策の実施に当たっての参考とさせていただきます。</p>

3 高齢者

ページ	主な意見の概要	都の考え方
10, 11	○「都高齢者保健福祉計画」のより一層の充実を求める。医療費の減額などについて記述すること。	○本指針は、都における今後の人権施策の基本理念や施策展開に当たっての基本的な考え方を示しているものです。御意見については、施策の実施に当たっての参考とさせていただきます。

4 障害者

ページ	主な意見の概要	都の考え方
11, 12	<p>○国際レベルの人権水準を実現するために、個別の人権に対応した国際条約をわが国が批准している場合には、しっかり示す必要があることから、2014年に「障害者権利条約」が批准されたことや同条約の特徴である「合理的配慮」の考え方に立って障害者差別解消法に対応することを記載すべき。</p>	<p>○障害者権利条約の記載については、御意見を踏まえ、修文いたしました。</p> <p>○「合理的配慮」については、障害者差別解消法の説明で記載しています。</p>
12	<p>○差別や偏見をなくすためには、障害者差別の禁止に関する条例を作ることが最も有効だと思う。条例が出来ることで、いままで埋もれていた差別が出てきて、建設的な対話を通して解決できるようになる。また、障害者差別とは何かと考える機会になり、人権教育につながる。障害者差別禁止条例の検討について言及すべき。</p>	<p>○来年4月に、あらゆる分野を対象に、障害者への不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供を求める障害者差別解消法が施行されます。都は、差別解消に向けた支援体制づくりに取り組むとともに、民間事業者や都民の理解を促していきます。</p>

5 同和問題

ページ	主な意見の概要	都の考え方
13	○【現状】において、今なお根強く存在している部落差別の実態（戸籍不正取得・不正使用、土地調査差別・身元調査、結婚差別、就職差別、インターネットによる差別書き込み）を書き加えること。	○御意見を踏まえ、修正いたしました。
13	○【施策の方向性】において、「一般向訓練」「能力向上訓練」「経営指導員の設置」「皮革鞣製業経営安定対策」「皮革技術センター運営」など同和問題の解決に向けて取り組んでいる施策の充実を明記すること。また、差別を禁止する法的規制の必要性について記述すること。	○本指針は、都における今後の人権施策の基本理念や施策展開に当たっての基本的な考え方を示しているものです。 ○差別を禁止する法的規制については、憲法で定める基本的人権に関わるものであることから、一地方自治体ではなく国において取り組むべき課題であると考えています。
13	○法律も廃止され、行政上の根拠がない「同和地区」「同和地区の出身」なる用語を使っている。根拠の弱い同和問題を過大とするのは不当である。都は同和問題の基本的解決を宣言すべきである。	○同和問題については、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」において、重要な人権問題の一つとしてとらえ、積極的な取組を推進するとされています。 ○【現状】に記載しているとおり、都においても同和問題に関して根強い差別意識が残っており、引き続き、その解決に向けて取り組んでいきます。

7 外国人

ページ	主な意見の概要	都の考え方
15, 16	<p>○ヘイトスピーチに対する都の立場が明確になっていない。具体的なヘイトスピーチ対策も示さないまま、あまりにも他人事的な書き方である。オリンピック開催を5年後に控え、条例化や国への要請など、都でも具体的な施策を設けるべき。</p>	<p>○ヘイトスピーチに対する都の立場については、指針にて、「一人一人の人権が尊重され豊かで安心して生活できる成熟した社会を実現する観点からあってはならないことであり、国と連携した啓発を一層強化していくとともに、スポーツ団体等との連携により、多文化共生の重要性を訴えていきます。」と記載しています。</p> <p>○また、ヘイトスピーチ対策としての条例の制定に関しては、人権侵害の判断基準や規制等は憲法で定める基本的人権に関わるものであることから、一地方自治体ではなく国において取り組むべき課題であると考えています。国に対しては、実効性のある対策を講じるよう、様々な機会を通じて要請を行っています。</p>
15, 16	<p>○多文化共生の理念に基づき、東京に暮らす外国人の子供が母国の歴史・文化を学ぶ権利の保障について加筆すべき。</p>	<p>○御意見として承ります。</p>
15, 16	<p>○朝鮮学校への補助金不支給措置は人種差別撤廃条約違反であり、都は自らによる人権侵害状況を是正することで、「人権尊重の理念の実現」を図るべきである。</p> <p>○素案で個人情報流出、プライバシー侵害にも多くのページを割いているにもかかわらず、改善が進んでいることを認めている朝鮮学校への指導報告が、都のHPに掲載され続けている。これはヘイトスピーチを都が率先しておおっているとさえいえるのではないか。</p>	<p>○朝鮮学校への運営費補助金については、朝鮮学校の運営全般について実施した調査結果等を総合的に勘案して、補助金を交付することは都民の理解が得られないと判断したものであり、朝鮮学校に通う児童・生徒を差別したり、教育を受ける権利を侵害するものではないと考えています。</p> <p>○「朝鮮学校調査報告書」は、補助金交付の可否を判断するに当たり、朝鮮学校の運営全般について調査を実施した結果を取りまとめたものとして、平成25年11月時点の調査結果を都ホームページに掲載しているものです。</p>
15, 16	<p>○「施策の方向性」に、都のあらゆるレベルにおいて在日コリアンの歴史や現在の差別状況についての教育・啓発を一層促進させていくことを含めるべき。</p>	<p>○都は、外国人に対する差別や偏見はあってはならないという認識のもと、外国人と日本人が共生できる社会を目指して施策に取り組んでいきます。</p>

10 インターネットによる人権侵害

ページ	主な意見の概要	都の考え方
20, 21	○インターネットによる人権侵害の救済と併せて、インターネットを活用した人権啓発の実施についても明記すること。	○本指針では、啓発活動の実施に当たっては、インターネットやマス・メディアの活用など多様な手法を取り入れ、創意工夫を凝らすとしています。
20, 21	○【現状】に、食肉に係る差別書き込みや部落差別の差別書き込みの深刻な現状を書き加えること。【施策の方向性】に、都独自の法的規制とプロバイダーへの差別禁止のルールづくりを行うこと。	○同和問題に関するインターネット上の悪質な書き込みについては、「5 同和問題」の項にて記載しています。 ○インターネット上の人権侵害に対する法的規制の必要性については、人権侵害の判断基準や規制等は憲法で定める基本的人権に関わるものであることから、一地方自治体ではなく国において取り組むべき課題であると考えています

11 北朝鮮による拉致問題

ページ	主な意見の概要	都の考え方
22, 23	<p>○国際レベルの人権水準を実現するために、個別の人権に対応した国際条約をわが国が批准している場合には、しっかり示す必要があることから、我が国が、2014年に「強制失踪条約」を締結したことを記載すべき。また、国際条約の精神に基づき、国際社会とも連携しながら、国の動きを後押ししていくことを記載すべき。</p> <p>○「拉致被害者を東京に返せ」ではなく、家族のもとに返すべき。また、拉致問題の解決は、北朝鮮との国交正常化が欠かせないものであり、都として国に対して正常化交渉を進めるよう働きかけるべきではないか。</p>	<p>○「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」の記載については、御意見を踏まえ、指針本文を修正しました。</p> <p>○都は、関係団体等と連携し、拉致問題の早期解決に向けた国の動きを後押ししていきます。</p>

12 災害に伴う人権問題

ページ	主な意見の概要	都の考え方
23, 24	<p>○重大な健康問題（感染症など）やテロ発生時に、生命や精神的な影響を受ける人に対する配慮が必要であるため、「災害時における要配慮者の視点を踏まえた取組」を「災害時、重大な健康問題（感染症など）、テロ発生時における要配慮者（社会的弱者）の視点を踏まえた取組」に修正すべき。また、項目の表現を「災害などに伴う人権問題」に変更した方が理解しやすい。</p>	<p>○御意見については、施策の実施に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>○なお、「コラム」にて、「都地域防災計画における要配慮者への対応」についての説明を掲載しました。</p>

14 性同一性障害者、15 性的指向

ページ	主な意見の概要	都の考え方
26, 27	○新たに性的少数者に関する項目を設けていることは、大変好意的。評価をしている。	○御意見として承ります。
26, 27	○LGBTの問題について、日本の首都として独自の立場に立った考え方を積極的に示すべき。文中にLGBTの文言を使用した方が良い。	○広く都民に理解されるよう、本指針では「性同一性障害者」と「性的指向」という表現を使用しています。
26, 27	<p>○都が都内すべての学校・教員や、当該の子どもの保護者等に周知徹底を図るためにも、文部科学省が、平成27(2015)年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という指針を出し、学校等では、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、同性愛者など性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に対して、その心情に十分配慮して、具体的配慮や相談体制など支援の充実を求めていることや、学校では教職員に十分な研修を行い、この指針に沿ってきめ細かな対応を行うこと、学校現場等におけるいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進すること、学校において性同一性障害及び性的指向に関する正確な知識を伝えることを記載すべき。</p> <p>○【現状】に「同性愛であるために、学齢期にいじめに遭い、不登校になったり、同性愛であることを家族や友人に言えずに悩み、自殺まで考える人がいるという調査結果もあります」と追加すべき。</p>	○ご意見については、施策の実施に当たっての参考とさせていただきます。

ページ	主な意見の概要	都の考え方
26, 27	<p>○LGBTに関して、日本・都の人権教育・啓発はまだ不十分である。同性婚やパートナーシップ制度が欧米主要国で認められ始めている現在、LGBT理解促進教育及び啓発などの具体的制度づくりや実践は、避けては通れない必須の緊急重要課題である。LGBTの問題は、オリンピック・パラリンピック開催都市の資格と資質を国際的に問われる問題である。</p> <p>○都内に、性的マイノリティーの教育センターを設置し、都民への啓発、研修活動、相談、各自助グループの交流の拠点とすることを記載すべき。</p> <p>○職場での差別的言動、不当解雇や昇進差別、深刻なハラスメント、メンタルヘルスに問題を抱える当事者が非常に多いといった現状認識を明記した上で、相談に応じるだけでなく、事業者への啓発・指導・勧告を行うよう明記してほしい。</p> <p>○都の職員や教職員に対する研修を進めていただきたい。</p>	<p>○性的マイノリティーの問題については、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の大会開催基本計画を踏まえ、差別の解消に向けた啓発等に取り組んでいきます。</p>
26	<p>○「性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。」を「家庭裁判所で認められれば、戸籍などの性別を変更できるようになりました。」とすべき。</p>	<p>○御意見として承ります。なお、この表現は、裁判所による「性別の取扱いの変更」に関する説明に準拠しています。</p>
26	<p>○性同一性障害については、国際的にも国内の動きとしても脱病理化に向けて進んでいるので、その部分を精査し、改正があった場合は変更をお願いします。</p>	<p>○御意見として承ります。</p>

ページ	主な意見の概要	都の考え方
27	<p>「なお、我が国では憲法で『婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し』と規定しています。」の記載について</p> <p>○憲法 24 条は同性婚禁止の根拠にはなっておらず、立法趣旨が全く理解されていない。都が憲法理念を理解せず、同性婚を認めないために利用するなどあり得ない。</p> <p>○都の人権状況を示すものではなく、施策の方向性も示していないため、この記述は不必要かつ不適切である。</p> <p>○今後「憲法解釈」が変わる可能性もあり、削除すべき。</p> <p>○同性パートナーシップ法や同性婚などの新しい対応を否定するのが「施策の方向性」であるような解釈と誤解の余地を残すため、この記載は人権施策推進指針として本末転倒で削除すべき。</p> <p>○これまでの議論（有識者会議等）の経過にはなかった、憲法 24 条の条文を引用しているのか、その意図、目的が不明。また、婚姻制度は、都の政策の所管外である。</p> <p>○条文を引用し明記すること自体、性的指向が異性ではない人たちに対する差別や偏見を助長する懸念がある。</p> <p>○性的少数者のすべてが「同性婚」を求めているわけではなく、様々な意見があるため、まだまだ時間をかけた議論が必要であり、人権指針において、「同性婚」に関連するような内容を含む必要はない。</p>	<p>○同性婚については様々な議論があり、社会の基本的な制度である家族のあり方に関わることであることから、国民全体の合意を得ていくことが必要と考えており、婚姻についての憲法の条文を記載しています。</p>

ページ	主な意見の概要	都の考え方
27	○【施策の方向性】に同性パートナーシップの支援や同性パートナーシップ法の制定推進を明記すべき。	○同性パートナーシップの支援や同性パートナーシップ法の制定については様々な議論があり、社会の基本的な制度である家族のあり方に関わることであることから、国民全体の合意を得ていくことが必要であると考えています。

16 路上生活者

ページ	主な意見の概要	都の考え方
27, 28	○生活保護者の人権問題回避（母子家庭等の貧困格差の影響で子供たちの教育不十分などによる社会的弱者増の回避）も必要であるため、タイトルを「生活保護者及び路上生活者」に修正すべき。	○御意見として承ります。なお、親の収入状況によって子供が十分な教育を得られなくなる問題については、人権課題「子供」で言及しています。

17 様々な人権課題

ページ	主な意見の概要	都の考え方
29, 30	<p>○少数意見、多様性の尊重こそ民主主義の基本であると認識が定着していないことにより、子どもは同調圧力に晒される中でいじめが発生し、また教職員に対しても、国旗・国歌の強制に反対する立場から、他者の人権を一切侵害することなく信念に基づく行為を行ったことに対して処分が行われるなど、少数意見を排除する傾向が見られるため、「学校におけるいじめ・少数意見の排除」という項目を追加し、以下の内容を加筆する。</p> <p>「学校においては、子どもの間で少数者・弱者に対する深刻な人権侵害であるいじめが続いており、また少数意見の教師に対しても思想・良心・宗教を理由とした処分が行われています。</p> <p>少数意見、多様性の尊重こそ民主主義の基礎であると言う認識を定着させるための施策を更に追求していきます。」</p> <p>○「少数意見の尊重や多様性の尊重は民主主義の基本であり、学校における思想・良心・宗教に関連する押し付けや、シンボルに対する敬意表明の強制は、人権侵害にあたり、認められない」という趣旨の文章を加筆してほしい。</p>	<p>○入学式、卒業式などにおいてはその意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導することが、学習指導要領に示されています。</p>
29, 30	<p>○人権課題については、「差別問題」に限定することなく、社会的貧困や格差、高齢者、子供、非正規労働等の問題を幅広く取り上げるべきである。人権部は、ヘイトスピーチや非正規労働者等に関して十分に役割を果たしていない。</p>	<p>○本指針で取り上げている人権課題は、有識者懇談会からの提言の内容や法務省の人権啓発活動強調事項の考え方等を踏まえて定めています。</p> <p>○本指針で取り上げた人権課題のほかにも、今後、社会状況の変化に伴い様々な人権課題が顕在化することも予想されます。そうした課題にも適切に対処していくために、議論を深めていきます。</p>

ページ	主な意見の概要	都の考え方
29, 30	<p>○「婚外子差別をなくすこと」を人権課題の独立した項目として取り上げ、指針に記載すること。</p> <p>○婚外子に係る戸籍・住民票、児童扶養手当の事務について、以下の項目が各基礎的自治体に周知徹底されるよう、指針の記載に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①婚外子の出生届の受理に当たっての記載内容について ②2004年11月以前出生の婚外子の戸籍の更生等の申出について ③更生申出等記載のある従前の戸籍の取扱い変更について ④無戸籍の子の住民票作成について ⑤児童扶養手当の受給資格要件の判断について <p>○以下の項目について、国の法制度から婚外子差別が撤廃されるよう、指針に明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 戸籍法第49条第2項第1号後段の削除 ② 戸籍法第13条4号及び5号の改正 ③ 税法の寡婦控除制度の改正 	<p>○婚外子に関するご指摘の問題については、国において取り組むべき法制度等に関わる問題であると考えています。</p>

ページ	主な意見の概要	都の考え方
29, 30	<p>○複数の人権課題を括るのではなく、歴史性と現実を踏まえ、以下の課題を独立課題とされたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在日韓国・朝鮮人（在日コリアン）に対する差別と人権侵害 ・移住労働者に対する差別と人権侵害 ・ハンセン病回復者に対する差別と人権侵害 ・婚外子に対する差別と人権課題 ・児童ポルノ勧誘被害という人権課題 ・その他の人権課題においても、当事者の意見を十分に聞き取り、差別の現実と歴史性を踏まえ独立課題として各人権課題をとりあげられたい。 	<p>○本指針で取り上げている人権課題は、有識者懇談会からの提言の内容や法務省の人権啓発活動強調事項の考え方等を踏まえて定めています。</p> <p>○在日韓国・朝鮮人、外国人労働者に対する差別・偏見については、「外国人」の人権課題と考えています。</p> <p>○ハンセン病回復者に関しては、「H I V感染者、ハンセン病患者等」として人権課題に取り上げました。</p> <p>○児童ポルノ勧誘被害については、人権課題「子供」において取り上げています。</p> <p>（婚外子については前述の通りです。）</p>

○ 「IV 施策の進め方」に関する御意見

ページ	主な意見の概要	都の考え方
31, 32, 33	○3つの観点として「啓発・教育」「救済・相談」「支援・連携」があげられていますが、「旧・指針」では、「救済・保護」「啓発・教育」「支援・助成」でした。なぜ「保護」「助成」が「相談」「連携」になったか「素案」には書かれていない。「保護」「助成」を削除すべきではない。「規制（差別禁止）・救済・保護・相談」「啓発・教育・研修」「支援・助成・連携」として、様々な制度改革も含めた総合的な人権政策を推進することを明記してほしい。	○「保護」は「救済」に含まれ、また、「救済」の入り口として「相談」があるという考え方から、「救済・保護」という表現にしました。 ○また、今後の人権施策を効果的に進めるには、行政だけでなく、都民、NPO、企業、大学等様々な主体との「連携」が必要であり、「助成」も様々な主体との「連携」の1つであることから、「支援・助成」を「支援・連携」としました。
31	○当事者が、自分の人生に誇りが持てるような、エンパワメント教育をしっかりと受けられることが重要ではないか。そのためには、小学生や保育園・幼稚園時代からの人権教育としての性教育を充実させることが不可欠である。現実に性暴力被害者の低年齢化を実感している毎日なので、その必要性を強く感じている。	○御意見として承ります。
32	○実際に、人権侵害が起こった場合の実効性ある相談窓口を整備すべきである。	○国や他自治体における相談窓口の設置状況や関係者のニーズを踏まえ、今後の相談体制について検討していきます。
34, 35	○「国や自治体との連携」をうたうのは当然だが、都が、同和問題の解決に逆行する発言を繰り返していることは問題である。都は「人権施策推進指針」の改定を機に、中立・公正な行政姿勢を貫くことを求める。	○都は今後とも、中立・公正な立場から、人権施策を推進していきます。
35	○「民間団体、国、地方自治体等との連携」において、「被差別当事者（団体）の取り組みとの連携」を「様々な主体との連携」に括るのではなく、重要な連携相手として「独立した項目」として掲示してほしい。	○人権施策の推進に当たっては、これまでも、企業、NPO等の民間団体、人権侵害を受けた人々など、様々な主体と協力した取組を実施してきました。今後も必要に応じ、様々な主体と連携していきます。
35	○「都人権啓発センター」は都の人権推進体制に位置づけられているが、同センターは「同和問題をはじめ」と定款に定めた、公平・中立に反する団体であり、都の人権施策の担い手として不適格である。	○公益財団法人都人権啓発センターは、人権に関する教育・啓発及び人権の擁護等の事業を実施し、都民の人権意識の高揚を図ることを目的として設立された都の外郭団体で、公平・中立な立場で事業を行っています。

○ 「Ⅴ 重点プロジェクト」に関する御意見

ページ	主な意見の概要	都の考え方
36	<p>○「人権尊重都市宣言」を国内外に発し、「差別は許さない」「差別は犯罪である」ということを明示すること。</p> <p>○「人権都市宣言」の発布を明記していただきたい。</p> <p>○オリンピック後も見据えて、「都人権尊重都市宣言」を制定し、人権侵害の解消に向けた道筋や姿勢を明らかにすべき。</p>	<p>○御意見を参考とさせていただき、人権尊重都市「東京」を内外に発信していく方法について、効果的なアピール手法を研究していきます。</p>
36	<p>○わかりやすく親しみやすい手法を取り入れた大規模な人権啓発をすることはとてもいいと思うが、それを効果的有効に行うためにも被差別当事者との連携は欠かせない。</p>	<p>○人権啓発活動の実施に当たっては、今後も必要に応じ、人権侵害を受けた人々など、様々な主体と連携していきます。</p>
37	<p>○「第三者機関」の設置については、「有識者」のみでなく「被差別当事者（団体）」による「第三者機関」の設置を明記していただきたい。併せて、「有識者」による「第三者機関」は被差別当事者（団体）から必ず意見を聞く機会を設けることを明記されたい。</p> <p>○「人権施策推進会議（仮称）」は、都の施策全体を人権保障の観点から見直すための組織とすべき。</p> <p>○第三者機関「人権施策推進会議（仮称）」をお飾り組織とせず、短期課題も取り扱えるよう機能強化されたものとする。</p> <p>○人権施策を推進するための第三者機関のほかに、組織の社会的責任の視点から人権を検証できる団体の設置について記載すべき。</p>	<p>○御意見につきましては、「人権施策推進会議（仮称）」の設置・運営に当たっての参考にさせていただきます。</p>

ページ	主な意見の概要	都の考え方
37	○「都人権プラザ」について、部落差別を含む人権啓発の拠点として、被差別当事者との連携を強化して現在の場所で一層の充実を図ることを明記すること。	○御意見として承ります。
37	○「お肉の情報館」を、と場差別解消に向けた啓発拠点と位置付け、積極的な活用について明記すべき。	○「お肉の情報館」は食肉市場・芝浦と場の業務や役割について正しく理解・認識していただくことを目的に開館した施設であり、 ①と場の業務・役割の紹介、②肉の生産・流通の紹介、 ③食肉市場・と場に対する偏見や差別の解消などの展示を行っております。 今後とも、開館の目的に基づいて運営してまいります。

※「主な意見の概要」については、御意見の原文を編集した上で掲載しています。